

子ども達は「最も遅れた行政」で学んでいる。「学校事故から子どもを守るため保護者が知っておきたい事」

(長文注意)

このホームページを作成したのは平成21年8月で4年の月日が流れました。暴力事件の被害者になった長女は未だに「学校の教師は信用できない」と学校で何らかの問題があったときに家族には話をします。

この子が親になったときに教育行政が今の「安全管理にかかわる学校運営」を続けるならば、保護者から信頼される学校運営は難しいと思います。

このホームページを公開してからも全国的に学校問題で「学校事故」「暴行」「自殺」「体罰」など様々な問題が浮き彫りとなり「社会現象」として捉えられ、「いじめ防止対策推進法」なども成立するまでに至りました。

これらの問題は今に始まったわけではなく「以前からあったもの」であり、今までは保護者側が「無知」「情報を集める手段がない」などが大きな原因で、話が表に出なかつただけだろうと思います。

現在はインターネットの環境が整い誰でも情報発信が出来て、情報を受け入れる事が出来るようになりました。

この情報をどの様に生かせるかはその情報を受け取った方次第です。

「いじめ防止対策推進法」ですが、中央審議会の話し合いでも、学校で重大ないじめなどによる問題が発生した際に、「教育長」「地方自治体の長」なのか責任がはっきりしていません。

これらを決定するのにどのくらいの時間を必要とするかは分かりませんが、この責任がはっきりしないというのが問題なのです。中央審議会の答申で望ましいという言葉ではっきりとした事は決めかねている。という事は履行しようがしまいが、罰則もなければ努力目標程度の扱いにならなければいいがなあと思ってしまう。

※ 「いじめ防止対策推進法」は検索して調べてくださいね。識者が詳しく分かりやすく開設してくれているサイトが沢山あります。

学校、教師の責任

まずは学校の先生ってなあに？

公立であれば「地方公務員」、私学であれば「学校職員」という事になります。公立学校の教師をみるときに、「地方公務員」であるという前提を忘れてはいけません。

これは保護者に声を大にして言いたいです。

教職員は一般職ではありませんが、教職員は「教育公務員特例法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で定められています。

学校側とトラブルに発展した場合、教師は一公務員に過ぎませんから、いじめ自殺問題や体罰問題などを見ても教育委員会、教育委員会事務局、政策法務課などが対応する事となります。

公立学校の教職員は公務員であるという事であれば、管理職を除けば基本的に就業時間がありますよね。

岡山市の場合は、原則として午前8時30分から午後5時15分までという事になります。

この時間外は、教師は管理職の許可がなければ仕事が出来ないか、ボランティアでしていることになります。

という事は、例えば・・・

朝、登校時学校に近い交差点などに安全管理のため教師が立っけているのを見かけます。それは校長承認などなければ教師個人の自主的なボランティアで行われているものであり、保護者はこの教師に対して感謝すべきです。

(校長承認であれば職務という事になり手当ても出ます)

教師の側も「ボランティア」で行っている事を伝えませんから、それを知らない保護者は「学校の先生は旗振りに立って当たり前。やらない先生はおかしい」という事になると考えます。

こういったことが学校運営全体に言えるのではないかと考えます。

保護者からの学校、教師へのイメージや「学校側がこれくらいはやってくれるのではないか」という思いと、実際の学校、教師がやっていることのギャップはとても大きなものであると感じております。

今の学校側が保護者から信頼されないのは、学校側職員が「仕事として何をしなければならないのか」を保護者に説明しておらず、理解されていない事も一つの要素として大きくあると考えます。

学校内での様々なトラブルや保護者対応、それと公務員としての労働環境をバランスよくどの様に考えるかは教育委員会事務局の問題ですね。

(なぜ教育委員会ではないの? と聞こえてきそうですが、**教育委員会は教育委員会事務局が作成したものの追認をするだけの組織になってしまっている現状があります。あってもなくてもどちらでもいい組織と私は思っております**)

現場の教師の労働環境が守られていない

労働環境に関しては一教師だけが考える事ではなく、教育委員会事務局が確りと校長始め職員に研修などして、周知徹底するべきで教職員の労働環境を守る事はとても大切な事であると考えます。現場の教職員が疲弊するのであれば子ども達が「安心した学校生活」を送る事が難しくなります。

また、現場の教師は保護者からの「要望、クレーム」に対して「大事な内容、そうでない内容」を区別できずにいる現状があり、学校側、教師にとって都合の悪いことを言うてくる保護者を「モンスターペアレント」扱いし、問題が大きくなる傾向があるのではないのでしょうか?

何をしているのか分からない教育委員会事務局や管理職は減らして、現場の教師を増やし、育てる事が必要なように市民からは映っています。でも今からマトモに育つのかなあ。

(個人的には「副校長や教頭」など減らして、養護教諭を増やしてほしいですね。また、授業を妨害したり、参加できない、病的などの児童生徒を通わせる施設が増えるといいですね。)

育てる事が出来るだけの教える人材がいるのだろうか?

(今の義務教育の現状を作ったのは調停の相手方となった教育委員会や歴代の校長はじめ管理職たちですから。これが「教師にでも、教師にしか」というのもしか先生の作った現状かもしれないですね)

「義務教育の学校教育の質」は地に堕ちていますが、もっと掘り下げて堕ちる

のか、浮上するのは教育行政の考え方次第となります。

教師の職務について

先ず今の子どもを通う学校の先生でもいいですから「学校の先生の職掌、職務を教えてください」と問うてみて下さい。何人の先生が回答できますでしょうか？

ここでいう職掌、職務は「貴方の職業は何で、何をやる人ですか？」を明確にするという質問です。

学校の教師ですから「勉強を教える事（学力・成績保証）」「子ども達が学校で安全に生活できるよう管理する事（安全管理）」などでしょうけれど、平成20年度の岡山市立御南中学校の校長、教頭、主任からははっきりとした回答はありませんでした。要は分からないのです。長女の事件の調停資料を見てもらうと分かりますが、「頓珍漢な回答」ばかりです。

その分からない人たちが「学校内で子どもの安全管理をしている」ということです。

この管理職をはじめ教師たちが自分たちは「教師」とであるという自負を持っているのは勝手なのですが、私のような保護者から見ると「教師の免許を持っていて職についているだけ」と思うのです。

公務員である教師は自身の職務を一般市民である保護者に詳しく伝える義務がありますし、学校内で何らかのトラブルが発生した場合には教職としての職務上「何が出来、何をしなければならないのか」保護者から問われたら明確に回答する公務員としての役目があります。

学校内のトラブルにおいて、教師はどこまで・・・

子どもが登校後、点呼を取ります。ここで子どもが登校しているかどうかを教師は確認します。

この後は学校側の「安全配慮義務」「管理監督責任」が発生すると考えます。小学校と中学校では子どもの年齢や、学校の体制も異なりますから全て一緒とはいえないと思います。

先ず突発的な事と、いじめなどのように継続的なものと、トラブルを分けて考える必要があると考えます。

トラブルには身体的なもの、心理的なものもあり対応は難しいと考えます。

学校内では様々なトラブルが「日常茶飯事」に起こっていると推測します。生徒間や保護者絡み、もしくは学校側に瑕疵のあるものまで・・・。

例えば・・・。

終礼後、下校のため教室を子ども達が出て学校の敷地内、遊具付近で一人の生徒が5人のクラスメイトに殴られたり、蹴られたりして怪我を負ったとします。怪我をした生徒はこのまま下校し、帰宅後病院を受診し、次の日学校で被害を受けた生徒が担任教諭に「先生、昨日遊具のところであの5人にボコボコにされた」と報告を受けたとします。

この場合、子どものトラブルの場に教師は居合わせることがなかったので教師に直接の責任はないですね。

ただ日ごろから子ども達に「人を傷つけてはいけない」と指導する事は必要だと考えます。

担任はまず教頭など管理職に相談し、加害生徒が複数存在しますから、被害生徒、加害生徒一人ずつ分けて事情を聞くこととなります。(ここで能力不足の教師は加害生徒全員から一度に聴取したりします) ← ここポイント

担任だけでなく複数の教職員で対応に当たることが基本です。

加害生徒に適切な指導を行い、被害生徒がどの様な思いをしているか理解させ、謝罪後、和解させるようにします。

学校側が聞き取り調査をしたならば、その内容を双方の保護者に伝えるべきであると保護者としては思います。

しかし、私の長女の時もそうですが、学校側は保護者に連絡したがりません。その理由はあるのですがよく分かりません。

こういった保護者に連絡する、しないの判断は、学校長の考え次第で「管理者として能力の欠如」の、一つの表れではないかと考えます。

こうなると学校側が「隠蔽しているのではないか」と保護者が疑いを持ち、話の方向が変わってきます。

学校の教職員に何らかの瑕疵があれば「隠蔽したがる」事もなんとなく分かる気がします、本来は当事者同士で話し合いをすれば済む事ですから。

また学校教育と家庭教育の連携を学校側はしきりに言いますが、学校内で起こったトラブルを当事者の保護者に知らせないという事であれば学校と家庭の信頼関係は築く事はできないと考えます。

本来であれば学校側は子どもから聞き取りをしたことを「学校側として」双方の保護者に伝え、話し合いを持ち、被害生徒、保護者の意向を酌み、学校側として今後どの様に対応していくか説明すればいいと思うのです。しかし、今の学校側はその様な事をする能力すら欠落していると感じておりません。

子どもが学校から今回のような事例で帰宅した時に保護者として、一つの例ですが・・・。

子どもから聞き取りをしてください。

何時

何処で

誰が・・・(複数か単独か？周りに誰がいたか？など)

どうしたか

何故その様な事になったか

とりあえず詳しく聞き取りをして書面にしてください。

この時の聞き取りは「被害を受けた生徒の主張」ですから、結果として勘違いなどがあっても構いません。(後で話し合いの際、すり合わせをすればいいからです)

その後、病院を受診して「診断書」を取ることが出来るようにしてください。

学校内で起こったことであれば学校側に連絡を取り、学校が何処までこの事象を把握しているか確認し、確認できていないのであれば至急確認するよう求めてください。

確認できているのであれば、相手方生徒から聞き取りしている内容と自身が子

どもから聞き取った内容のすりあわせをしてください。

この時に学校での様子を確認する事も忘れないでください。

学校側が「相手方保護者に確認をとっているか」も確認してください。

学校側が確認もとっておらず、これからも確認するつもりはないなどの意思表示があればその場で「警察に相談しますのでよろしく申し上げます」と伝えてください。

保護者同士で話をしても相手方と意思の疎通が出来ない場合なども、そこから直ぐに管轄の警察署の地域安全課少年係で相談してください。

警察はまず

- ・学校内で起こったことで未成年であるから学校に相談しているか？
 - ・学校に相談してどの様な話になっているのか。学校側は保護者が警察に相談する事を承知しているか？
 - ・子どもが自殺などの兆候があるのではないかなどの心配はないか？
- など詳しく確認するはずです。

今回の事例は複数の児童、生徒から暴力行為があり「診断書」もあり、学校側との話し合いもしていて、その場で「警察に相談します」という事を伝えていいるという事であれば警察は動きやすいです。

仮に暴力行為がなく、複数に囲まれて「罵詈雑言を浴びせられた」などのことであっても、これらの経緯と学校側の対応など段取りを踏んでいれば警察は書面が整っていれば「資料」「相談」として残してくれると思います。次に何らかの身体接触、暴力行為などがあつた際には、「事件化」してくれると考えます。

この時に保護者がしておかなければならないのは、早い段階でどもから確りとした聞き取りをして資料に残す事です。これはどもからの聞き取りだけでなく、学校側、出来れば相手方の意思を示すものがあればなおいいです。

学校内ではども達が「学校生活」を送っていますが、どもという事もありトラブルも大人の想像とはマッタク違う方向に向かう可能性が高いです。

「いじめ自殺」の報道などでもこの事は見て取れます。

どものトラブルに大人がかかわる事は気遣いも必要ですが、この気遣いも「学校、教師は何をしなければならぬか」「保護者は何をしなければならぬか」が明確になり、理解できていなければどもは苦になる「学校生活」を送る事

となると考えます。

学校の中でのいじめなどは早期に芽を摘むことが大切な事は教職員、保護者の共通認識であると考えます。しかし、「指導能力に問題ありの教師や管理職」「教育の義務を放棄していると思われる保護者」「無知で何でも主張してくる保護者」など多くいる現状がありますから、保護者の知識や行動力などで子どもが守られるかどうかは大きく左右される時代かもしれないですね。

日本の教育は、日本国憲法の第26条で「国民の教育を受ける権利」が規定されています。義務教育については教育基本法で定められていて、「子どもは教育を受ける権利があり、保護者、学校、地域住民は子どもに教育を受けさせる義務を負う」ということです。

しかし教育というのはとても漠然としたもので、これにかかわる保護者の考えは家庭によってバラバラといってもいいと思います。

義務教育を行う上で何らかのペナルティ（刑法のように罰金や懲役など・・・。まあありえませんが・・・）がなければ、今の状態は変わらないのかもしれないと思うほど「いじめ自殺」「体罰」などの加害者側保護者、学校側、教育委員会などの対応を見て思うところがありますよね。また、盲目的に学校側を信用しているのか、被害者側の保護者にしてもどうしてここまで気付かなかったのだろうと思うこともしばしばです。

ちなみに今回例題として紹介した「終礼後、下校のため教室を子ども達が出て学校の敷地内、遊具付近で一人の児童、生徒が5人のクラスメイトに殴られたり、蹴られたりして怪我を負ったとします。」ですが、この後どうなったか？加害児童、生徒が自宅に帰って保護者に話をしました。「とんでもない事だ」と保護者は子どもと被害者宅に行き謝罪しましたが、一人の保護者は「そんな事は知った事ではない」とほったらかしです。

被害生徒の保護者は・・・。

後日、学校へ出向きこの謝罪のなかった子どもが、学校が終わり教室から出てくるのを待って「何であんなことしたんだ。悪い事をしたら謝まれ！！」と車に連れ込み、子どものムナグラつかんで叱り飛ばしました。当該生徒はとても怖い思いをしました。

これってどう思いますか？

注意して叱っているようですが、大人が子どもを暴行しているように思うのは私だけでしょうか？

例え話ですから、本当にあった話かどうかはこれを読む方の想像に任せますが、あったとしたら怖いですね。(まだ軽いかなあ？)

このホームページは岡山市立御南中学校で起こった事件を基に、裁判所で調停をして、それに至った経緯と結果を記したものです。

平成24年6月ごろから大津市のいじめ自殺、同年11月には大阪市の桜宮高校の体罰による生徒の自殺問題、平成25年3月に奈良県橿原市(かしはらし)での生徒の自殺、同年5月には廿日市市での生徒の自殺が報道されて問題化しています。

橿原市の自殺問題でも教育委員会は自体の把握と対応がうまく出来ておらず、大津の事件は「所詮人事」で何ら役立っていない事が分かりました。

また廿日市市の事件では「**学校側が保護者に口止めしたと捕らえられても仕方のない対応**」であった事も判明しました。

この事件と同時ですが「いじめ防止対策推進法」は審議されていたはずが、地方自治体においてはその事すら「**他人事**」のように思えます。

学校側も保護者も、いかに県外のことと報道があろうとも「**他人事**」として捕らえていたと感じております。

しかし平成24年7月に岡山市中区にある県立岡山操山高校の野球部マネージャーで監督に繰り返し叱られていた2年生の男子生徒が自殺していた事が判明しました。岡山県教育委員会は調査の結果、「**行き過ぎと言われても仕方のない指導や発言があった**」と両親に文書回答した。しかし、「**自殺と指導の因果関係ははっきりしない**」として公表はしていなかった。

さすがに身近でこんな事があれば、県外で起こっている数多くの「**子どもの自殺**」が他人事とは思えないようになるのではないのでしょうか。

岡山県のある市(ここでは伏せますが)でこの夏に中学生が自殺している事は聞き及んでおります。(この学校、地域では以前も報道された事がありました)

「**子どもの自殺**」については学校での問題だけが原因とも思えませんが、学校生活におけること、教師の瑕疵が大きく子どもの自殺にかかわっていることがうかがえますよね。

平成20年度御南中学校校長、岡山市教育委員会（指導課）、岡山市政策法務課を相手方として調停を行いました。当方弁護士や調停員、裁判官も岡山市側のわけの分からない「教条理論」「杜撰な対応」に困ってしまいました。

調停の最後に裁判官が「このお父さんはこのまま終われば裁判まで発展するだろう。双方にこの言葉を文書化することでどうか」という提案がありました。

「生徒間で問題行動が発生した場合は、担当教職員のみでなく学校全体としてとらえ、教職員が協力してその問題の背景を探るとともに、必要に応じて保護者と連携して再発防止に取り組む」

※ 司法の場で、裁判官にこのような文言を提案受けなければならないほど、岡山市の教育行政はお粗末ということです。

この言葉を御南中学校が「平成21年度 岡山市立御南中学校の取り組みについて」と文書化して、岡山市教育委員会に起案し、平成21年7月27日に收受しています。この事により岡山市教育委員会は岡山市全体の問題としてとらえているということになります。ですから岡山市の公立小中学校ではこの事は周知されているはず。この事も調停の際に話をしましたから。

岡山市立御南中学校が私の地域にある公立学校ですが、今でも学校内で起きている「トラブル、それに対する杜撰な対応」が多く聞こえます。本来は地域の学校に子どもを通わせる事が妥当だと思いますが、子どもが大きなトラブルに巻き込まれないようにと、「私学に逃がす」保護者が多くいます。私のところも今年度、保護者としてはこの理由で子どもを私学に通わせています。子どもとしては「勉強したいから」という理由もあります。

「学校管理がうまく出来ておらず、安全管理、成績保証に保護者が不安を感じている」「子どもが地域の学校に不安があり行きたがらない」という事になれば教育行政は失敗していますし、何のために「市県民税」払っているのか訳分からなくなります。

戦後70年近く時間が経過しているにも拘らず、学校内でトラブルが起きても学校側は隠蔽するなど全国のいじめ自殺など見ていてもあり、教育行政は今までのトラブル対応の技術の蓄積はマッタクなく、どうなっているのだろうと疑問に感じます。

「行政の中で最も遅れた行政」と言われても仕方ないですね。

・ モンスターペアレントは誰が作ったか？

学校に理不尽な要求をする保護者を「モンスターペアレント」といいますが、学校側は学校に都合の悪い事を言ってくる保護者は全部モンスターペアレント扱いしています。これは学校側に「判断する能力が無い」からです。

学校内で問題があった場合、よく「人間を扱う場であり、基準が無くその時々
の対応になる」という言い訳を聞きます。

しかし教育行政の場は今始まったわけではなく、70年近くの歴史を持ちます。

自殺・体罰など問題となり、教育行政側の対応を見るにあたり、学校側は今までのノウハウの蓄積がないということになります。

学校側にとって都合の悪い、もしくは管理職、教師などの職務が理解できておらず「悪意を持っているとしか判断できない」と学校側が捉え、その保護者は「モンスターペアレント」というのであればお粗末な話です。

学校職員の職務が把握できていないという事が「社会性」を見る基準も作れず対応の不味さを作っている事は大きいと考えます。

要は今までの教育委員会、事務局、校長教頭など学校管理職が作ってきたシステムやトラブル対応に関する考え方に問題があったと考えます。

トラブル対応が出来ない「教師」が増えていて、「体調を崩し休職」する事例が多いです。**岡山市でも教師は2割程度を契約職員で賄っていて、損失として大きいです。**

「モンスターペアレント」を作ったのは今までの教育現場のシステムであり、学校管理職たちです。

現場の教師はある意味被害者であるとも言えます。

ですから本当に今までの教育行政に携わった管理職たちは道義的責任を感じてほしいと思いますし、「叙勲」など受ける資格があるかどうか考えてほしいです

ね。

地域協働学校について

御南中学校は「地域協働学校」なるものを岡山市の条例を下に地域とともに組織していますが、地域を巻き込む前にやらなければならないことがあるのではないのでしょうか？

それは「職掌、職務をはっきりさせる事」です。

学校職員が自身が仕事として何をしたらいいのかわかっていないのに、保護者や地域住民を巻き込んで、学校側は「やっていますよ」というパフォーマンスとしてしか捉えられず、参加した地域住民からバカにされる基にしかないと考えます。

公務員の職務でやっている公立学校に対して、地域住民が学校内を参観や視察（パトロール）してみても、教職としての職務が理解できていない学校側に、また教職の職務を知らない地域住民側が何を指摘していいものかも疑問です。

「あー、荒れているなあ」「学校の中でタバコでも吸っていたら教師は注意しろよ」位のことでしょいか？

家庭環境に問題があったとしても、地域住民としてその家庭に「確りと子どもを見なさい」など言っていけるわけありません。

学校側は義務教育を放棄している保護者に対して「福祉課」や教育委員会事務局の中に「指導課人権教育室」などあるのですから、まずは公務員としてどの程度の「職務上の努力」をしているのか説明があってもいいと感じます。

地域住民が荒れた学校の現状を「見学」したからといって変わるようであれば、今までの学校運営は「本当に必要なの」と疑問を持ちます。

また、この地域協働学校の地域は何を指しているのでしょうか？

町内会や各種団体のことを指しているのかなぁと思います。

というのもこの地域協働学校が発足した際にメンバーを見ても連合町内会や団体のいつものよく名前を見る方たちで占められていました。

町内会の回覧板などで小中学校の「学校だより」を見ることが出来ます。後は小中学校に通っている知人友人からか、地域のよく知った人に様子を聞くくら

いでしょうか。

町内会や各種団体は「任意加入を前提とした団体」ですから、加入していない人にはマッタク情報は流れません。

御南中学校は町内会や地域団体に加入していない人たちは地域の住民として認めないから、情報はなくていいという考えかなあと思ったりもします。

行政が地域を巻き込むといいますが、なんか片手落ちに感じます。

それととても驚いたのは平成20年度元PTA会長がメンバーに入っていた事です。

私の子どもが転校することを決意させ、学校との争いの元を一部とはいえ作った方ですからとても驚いたと同時に、この地域では御南中学校ではこの方まで引っ張り出さなければならぬほど「人材が不足しているのかなあ」と知人たちと集まった際に笑ってしまいました。

当時のPTA副会長の子どもも、私の子供の転校と同じような理由で私学に転校していますが、その他にも学校内でのトラブルにより学校を信用しなくなった親からすると、この地域協働学校などどう見えるのかとても興味深いです。

行政側と調停を行って5年という時が流れましたが、実際のところ学校運営は何ら変わっていないなあと言うのが感想です。

公務員として、教師として仕事上何かあっても3学期の修了を持って全てが振り出しに戻るという認識しか育っておらず、問題解決能力は育っていない、年度末が来て転勤してしまえば終わり、児童生徒が入れ替われば終わりという認識であれば、問題解決能力は育たないでしょうね。**(学校法人である私学も一緒・・・?)**

保護者は情報を持ち、その情報を生かす知識を持ち、何かあれば適材適所に相談できるなど出来なければ駄目な時期に来ていると感じます。これらをうまく活用できるか出来ないかで子どもの事を守れるかどうか大きく変わるのではないかと感じてしまいました。

子どもが義務教育の前に保護者として情報を集める事も大事だろうと思いません。最寄りの学校に問い合わせをし、その後「教頭」と面会してみるのも一つだと考えます。

公立と私立の違いもよく考えた上で子どもを何処に預けることが賢明なのか、

選ぶ必要がこれからはもっと重要になると思います。

ホームページやブログに多くのコメントや問い合わせをいただきました。ブログの「検索キーワード」には「学校 トラブル 相談」がトップで一番多く、その他にも「自殺や体罰問題に関して」「私立高校への苦情」など、様々な理由で学校内のトラブルについて調べている現状があります。一部内容に対してかもしれないのですが、この内容がお役に立てば幸いです。

平成25年11月